

柔道整復師の施術所の開設と届出

秦野市又は伊勢原市に、施術所を開設した時は、
平塚保健福祉事務所秦野センターに届出が必要となります。

手続きの流れ

(事前相談) → 開設 → 開設届(開設後10日以内)

- 相談のために来所される場合、事前に御連絡(相談予約)をお願いします。
(0463)82-1428 管理企画課(施術所担当)
- 提出部数は、1部ですが、届出書の写しを持参していただければ、収受印を押印し、「控」として返却します。

開設届(柔整法第19条第1項前段)

必要書類等は、次のとおりです。

△	必 要 書 類	備 考	チェック欄
1	開設届 (第1号様式)	<ul style="list-style-type: none">・ 必要事項を記載の上、開設後10日以内に提出してください。・ 開設者の押印は不要です。	
2	免許書(写し) 及び原本	<ul style="list-style-type: none">・ 業務に従事する施術者全員分の柔道整復師免許証 ※ 免許証写しとの照合を行った後、免許証原本は返却します。	
3	身分証	<ul style="list-style-type: none">・ 施術者本人確認のため、身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)原本の提示 又は開設者が原本照明をした身分証写し	
4	平面図	<ul style="list-style-type: none">・ 施術所内の平面図(又は開設届の裏面に記載) ※ ベッド、各室の用途、寸法、面積、外気開放面積と位置 又は換気装置の位置等を記載したもの	

- 柔道整復とあん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術所を併設する場合、
それぞれの開設届が必要です。
- 名称に関する制限があります。
 - ・ 柔道整復の施術所とわかる名称にして下さい。病院や診療所及び医師と誤認するような名称はつけられません。
※ 誤認する例:柔整科〇〇診療、〇〇診察室、(診療所等と紛らわしい名称 → ×)
柔整医〇〇(医師と紛らわしい名称 → ×)

○ 構造設備に関する基準があります。

- 1 施術室は、**6.6平方メートル以上**の専用の施術室として下さい。
- 2 待合室は、**3.3平方メートル以上**として下さい。
- 3 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得るものとするか、これに代わる換気装置を設置して下さい。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有するようにして下さい。

○ 広告について

法律で定められた事項以外は、広告できません。

広告できる事項

- ・柔道整復師であること、その氏名及び住所
- ・施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ・施術日又は施術時間
- ・ほねつぎ(又は接骨)
- ・法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
- ・医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は接骨の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨を必ず明示して下さい。)
- ・予約に基づく施術の実施について
- ・休日又は夜間における施術の実施について
- ・出張による施術の実施について
- ・駐車設備に関する事項について

変更届(柔整法第19条第1項後段)

開設届の届出事項(従事者の変更(採用・退職)等)を変更する場合は、施術所届出事項変更届(第2号様式)の提出を行って下さい。

なお、施術所の移転は、「施術所の廃止」と「施術所の開設」となりますので、それぞれ、「施術所廃止届(第3号様式)と施術所開設届(第1号様式)の提出を行って下さい(開設者の変更も同様)。

記入例

(表)

第1号様式（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

開設後10日以内に届け出
を行って下さい。

施 術 所 開 設 届

令和●年●月●日

神奈川県平塚保健福祉事務所長 殿

開設者の
現住所

郵便番号 257-0031

住 所 神奈川県秦野市曾屋2-9-9

氏 名 秦野 一郎

法人にあっては主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名

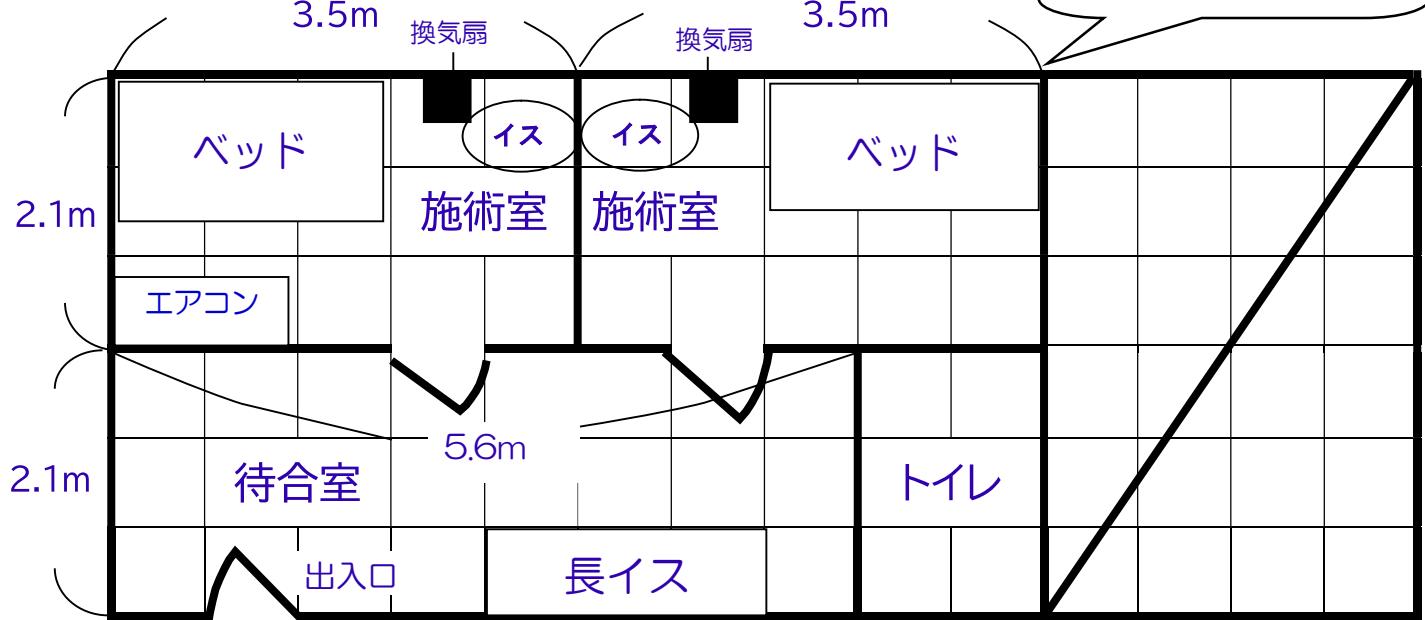
次のとおり柔道整復師の施術所を開設したので、届け出ます。

名 称	●●整骨院 ピル名・室番号等まで記載					
開 設 の 場 所	秦野市本町2丁目●●		電 話	(0463) ●●—●●●●		
開 設 年 月 日	令和●年●×月●日					
業務に従事する施術所	氏 名	従 事 年月日	免許証に記載された都道府県知事の統轄 する都道府県名	免許証 番 号	免 許 年月日	※ 確認欄
	秦野 二郎	R3.4.2	国(厚生労働大臣) 発行の免許であれば 記入不要	11334	H17.4.1	記 入 不 要
	伊勢原 花子	R3.4.2	神奈川県	14296	S62.4.1	
施術者が多い場合は 別紙によることも可						
施 術 所 歴	平成●年●月●日	伊勢原市田中●●にて「●●整骨院」開設				
	令和●年●月●日	「鍼灸マッサージ▲▲院」廃止（施術所の所在地変更のため）				
	年 月 日	これまでに施術所開設歴がある場合記入				

施 術 室	ベッド1、イス1 ベッド1、イス1	面 積	14.7m ²	※6.6m ² 以上の専用の施術室(他に使用しない)
待 合 室	長イス1	面 積	11.76m ²	※3.3m ² 以上
採光 換気装置	蛍光灯、窓 換気扇、エアコン			※施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること ※採光、照明及び換気を充分にすること
消 毒 設 備	アルコール			※施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること
そ の 他				

施 術 所 の 平 面 図

別紙として図面を添付することも可



- 備考 1 ※の欄には、記入しないでください。
 2 施術所の平面図は、まず目を利用して記入してください。
 3 面積の積算が確認できるよう、各室の寸法を記載して下さい。

柔道整復師法(開設・変更関係)

第19条 施術所を開設した者は、開設後10日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

柔道整復師法施行規則(届出事項)

第17条 法第19条第1項 前段の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

- 1 開設者の氏名及び住所(法人については、名称及び主たる事務所の所在地)
- 2 開設の年月日
- 3 名称
- 4 開設の場所
- 5 業務に従事する柔道整復師の氏名
- 6 構造設備の概要及び平面図

医療法(名称関係)

第3条 病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を附けてはならない。

医師法

第18条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

柔道整復師法(構造設備関係)

第20条 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。

2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

柔道整復師法施行規則(施術所の構造設備基準)

第18条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 6.6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
- 2 3.3平方メートル以上の待合室を有すること。
- 3 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

(衛生上必要な措置)

第19条 法第20条第2項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 1 常に清潔に保つこと。
- 2 採光、照明及び換気を充分にすること。

柔道整復師法関係規定(抜粋)

(広告関係)

第24条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項

[厚生労働大臣が指定する事項](厚生省告示)

- 1 ほねつぎ(又は接骨)
- 2 法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
- 3 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
- 4 予約に基づく施術の実施
- 5 休日又は夜間における施術の実施
- 6 出張による施術の実施
- 7 駐車設備に関する事項

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経験に関する事項にわたってはならない。

(その他)

第16条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

第17条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

第17条の2 柔道整復師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。柔道整復師でなくなつた後においても、同様とする。

届出に必要な様式は、神奈川県ホームページよりダウンロード可能です。

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6z/cnt/f533899/index.html>

問合せ先

〒257-0031

神奈川県秦野市曾屋2-9-9

神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター

管理企画課(施術所担当)

電話 (0463)82-1428